

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………（人材育成課）	62
○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則……………（競馬事業室）	63
告 示	
○平成24年度鳥獣保護区の更新……………（自然環境課）	64
○平成24年度鳥獣保護区特別保護地区の指定……………（自然環境課）	68
○平成24年度特定猟具使用禁止区域の指定……………（自然環境課）	69
○平成16年度道指定鳥獣保護区の更新の一部改正……………（自然環境課）	70
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	70
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業施設管理課）	71
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	71
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	71
○建設業者に対する監督処分……………（建設情報課）	71
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	72
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	72
○第一種市街地再開発事業の個人施行の認可……………（建築指導課）	74
道監査委員公表	
○監査公表第13号……………	74
○監査公表第14号……………	74
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定（4件）……………	75

規 則
北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年9月28日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第76号 北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「「公共職業訓練」という。）」の次に「若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項の認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）」を加える。

第4条第1項中「公共職業訓練」の次に「若しくは認定職業訓練」を加える。

第10条第1項中「職場適応訓練施設を実施する施設」を「認定職業訓練の訓練生である場合にあっては知事に対し、職場適応訓練」に、「総合振興局長等又は知事」を「知事又は総合振興局長等」に改め、同条第2項中「総合振興局長等又は知事」を「知事又は総合振興局長等」に、「申請書」を「認定申請書」に改め、同条第3項中「所在地学院長に」の次に「、認定職業訓練の訓練生である場合にあっては知事に」を加え、「を実施する施設」を削り、同条第4項中「総合振興局長等又は知事」を「知事又は総合振興局長等」に改める。

第11条第1項中「総合振興局長等又は知事が毎月7日」を「知事又は総合振興局長等が、次の各号に掲げる職業訓練の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 道立の高等技術専門学院及び道内に所在する障害者職業能力開発校が行う職業訓練 毎月7日

(2) 前号に規定する施設以外の道内に所在する公共職業能力開発施設が行う職業訓練 毎月10日

(3) 認定職業訓練 毎月15日

(4) 職場適応訓練 毎月10日

(5) 道外の訓練施設が行う職業訓練 毎月15日

第11条第2項中「総合振興局長等又は知事」を「知事又は総合振興局長等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 受給資格者が第3条第2項に規定する手当支給対象者である場合に係る訓練手当については、第1項の規定にかかわらず、所在地学院長又は総合振興局長等が毎週第2訓練日に前週分を支給するものとする。ただし、訓練その他の都合によって、その支給日を変更することができる。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（認定職業訓練に係る訓練手当の支給の申請）

第11条 受給資格者のうち認定職業訓練の訓練生である者は、認定職業訓練を受けた月ごとに、別記第3号様式の申請書を作成し、翌月7日までに知事に提出しなければならない。

「 総 合 振 興 局 長
別記第1号様式及び別記第2号様式中 振 興 局 長 を
北 海 道 知 事」

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。 第76条第3項中「普通馬番号2連勝複式勝馬投票法」の次に「、拡大馬番号2連勝複式勝馬投票法」を加える。 附 則 この規則は、平成24年10月1日から施行する。	ウ 管理方針 次のとおり 2(1) 名 称 幌別ダム鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成24年10月1日から平成44年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 幌別ダム鳥獣保護区はJ R幌別駅から北西約3キロメートルに位置しており、左岸の林地はトドマツ、カラマツといった針葉樹と、ハンノキ、ニレ、その他広葉樹からなっている。アカゲラ、フクロウ、シジュウカラなどの森林性鳥獣の生息環境として好適であることから昭和47年に道指定鳥獣保護区に指定されている。 当該区域は、中心部がダム湖で、周囲を針葉樹及び広葉樹で構成される森林に覆われている。 室蘭地域は、内浦湾を最短で結ぶ地域に位置することから、室蘭の半島地域に位置する鍋島山や測量山を經由して、本地域一帯は野鳥や水鳥の渡りの目視コースとなっている。 本ダムは室蘭地域の工業用地とダムが建設された人工湖であるが、付近の良好な水辺や森林の環境を利用して生息する鳥類が多い。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図る。
告 示	
北海道告示第583号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を更新した。 その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。 平成24年9月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 名 称 深川丸山鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成24年10月1日から平成44年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 深川丸山鳥獣保護区は、J R深川駅から北へ約4キロメートルに位置し、水田と接する標高約114メートルの円丘状の地形である。 天然広葉樹林が主で、一部アカマツとカラマツが散在している。老齢古損木が散在し、カラ類やキツツキ類等の野鳥の生息に適した環境となっている。 昭和38年に創設された「丸山観光協会」により施設整備及び管理がなされ、探鳥会や自然学習の場として利用される機会も多く、身近な自然公園として市民に親しまれており、本道最古の新四国88箇所巡りでも有名であることから、市内外から多くの人が訪れる。 昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定しており、現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。	ウ 管理方針 次のとおり 3(1) 名 称 砂原鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成24年10月1日から平成44年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 砂原鳥獣保護区は、J R渡島砂原駅の南約3キロメートルの地点に位置し、砂原岳の山麓沿いに東西に帯状に伸びる森林地帯で土砂流出防備保安林に全地域指定されており、また、一部大沼国定公園特別地域に指定されている。 一帯は駒ヶ岳の噴火による火山礫地で標高は300～400メートル、植生はナラ、イタ

ヤカエデ、ハンノキ、カンバ類の天然林や、一部カラマツの人工林も含まれる地域で、その良好な自然環境を反映してエゾリス、アカゲラ、ミソサザイ等多くの野生鳥獣の生息地として好適である。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣保護区を更新し、鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

次のとおり

4(1) 名 称 厚沢部城丘鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

厚沢部城丘鳥獣保護区は、厚沢部町市街の南東、厚沢部川と糠野川に挟まれる丘陵地に位置し、館城跡公園（円山公園）として地域住民に親しまれている地域である。

区域の大半をサクラ、ミズナラ、シラカバ、カラマツなどからなる樹林地が占め、林内に散策路が設けられており、その良好な林相を反映し、キジバト、ヒヨドリ、エゾリス等の森林性の鳥獣が生息している。

また、鳥獣保護区を含む一帯が国指定史跡（館城跡）に指定されている。

昭和47年に道指定鳥獣保護区に指定されており、現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

5(1) 名 称 蓬萊山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月16日から平成44年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

蓬萊山鳥獣保護区は、愛別町市街地の東に位置し、全域がゴルフ場となっている。

なだらかな丘陵地で、グリーン（芝）以外はシラカバ、ナラ、カラマツ、トドマツ等の針広混交林で占められており、その林相を反映し、シジュウカラ、アカゲラ、カッコウ等の鳥獣が生息している。

また、地域住民の自然観察の場としての親しまれており、昭和47年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

6(1) 名 称 浅茅野王子鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成44年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

浅茅野王子鳥獣保護区は、猿払海岸から3キロメートル内陸よりの猿払川右岸一帯に位置する、王子製紙株式会社社有林である。

アカエゾマツを中心とした植物群が分布し、付近にはモケウニ沼、猿払川があり、高層湿原が発達しており、全域がオホーツク道立自然公園に含まれる。

その良好な自然環境を反映して、エゾライチョウ、ハクセキレイ、ヤマシギ等の森林性鳥獣が生息している。

昭和47年に道指定鳥獣保護区に指定しており、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

7(1) 名 称 ひらやま鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

ひらやま鳥獣保護区は、遠軽町白滝の中心部から南西約20キロメートルに位置し、区域の北西に標高1,796メートルの比麻良山がある。

林相は、山麓部ではトドマツ、エゾマツの針葉樹林帯であり、標高1,000メートルから1,300メートル位まではトドマツ、エゾマツ、ダケカンバ等の針広混交林となり、1,300メートルから1,500メートル位まではダケカンバの疎林で、1,500メートルからハ

イマツの群落が発達している。

地形は、山麓部で溪流が存在しており、起伏も多く変化に富んでおり、アカゲラ、ウグイス、オオルリ、キビタキ、シジュウカラ、エゾライチョウ等の森林性鳥獣の生息地として好適である。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 滝の湯鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

滝の湯鳥獣保護区は北見市留辺蘂の中心地から西方約13キロメートルに位置しており、標高480メートル前後の山稜地である。

当該地域の植生は、北海道の黒松内低地帯以北の低標高地に普通で典型的な下部針広混交林とエゾイタヤーシナノキ林に被われている。

その植生を反映して、アカゲラ、ウグイス、オオルリ、キビタキ等の野鳥が多数生息しており、森林に生息する鳥獣の生息環境として好適である。

昭和57年以来（法の一部改正により国設鳥獣保護区から道指定鳥獣保護区に移管されている）道指定鳥獣保護区に指定されており、引き続き、鳥獣の保護を図るため指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

9(1) 名 称 栄浦鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

栄浦鳥獣保護区は、北見市常呂町の中心部から北東約15キロメートルに位置し、北はオホーツク海、南はサロマ湖に挟まれた砂丘である。

当該区域の植生は、砂丘上に成立した海岸植生が北海道有数の規模を持っており、自然の姿を保っていること、さらに、砂丘の地形変化に応じて塩沼地植生、湿原植生、森林植生が多様に成立している。

また、ノゴマ、オオジュリン、ヒバリ、ホオアカ等の草原性の野鳥や、サロマ湖に隣接していることから、オジロワシやオオワシも確認されている等、多くの鳥獣が生息しており、その植生と野生鳥獣の生息環境の希少性から、全域が特別保護地区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

10(1) 名 称 若松鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月16日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

若松鳥獣保護区は、北見市中心部から南に約5キロメートル、北見市と美幌町の境界に位置する標高200～300メートルの北西向き緩傾斜地である。

全域が道有林のアカエゾマツ、トドマツの造林地であり、都市部に近接した区域ながら、多くの森林性鳥獣が生息しており、その自然環境は良好である。

野生鳥獣の生息地としてはもとより、都市近郊のレクリエーションの場としても優れており、昭和47年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間満了後、引き続き鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

次のとおり

11(1) 名 称 鹿の子沢鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

鹿の子沢鳥獣保護区は、常呂郡置戸町の中心部から南西に約8キロメートルに位置

する標高500メートル前後の山稜地である。

植生は、下部針広混交林、エゾマツトドマツ群集（針葉樹林）及びエゾイタヤーシナノキ林（落葉広葉樹林）の自然植生に被われている。

当該区域は常呂川支流である鹿ノ子沢の上流部にあたり、溪谷の急崖や滝が形成されており、アカゲラ、ウグイス、オオルリ、キビタキ、シジュウカラ、エゾライチョウ等多くの森林性鳥獣が生息するだけでなく、溪流沿いに生息するキセキレイ、オオルリ等、多様な鳥獣の生息に好適な環境を形成しており、野生鳥獣の生息地として、一部は特別保護地区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

12(1) 名 称 木禽岳鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

木禽岳鳥獣保護区は、網走郡津別町の中心部から南へ約30キロメートルに位置し、区域南端の標高994メートルの木禽岳を最高峰に、標高550メートル前後の山稜地である。

林相は、トドマツ、エゾマツを主体とした天然林であり、森林環境は良好である。

その良好な林相を反映して、アカゲラ、ウグイス、オオルリ、シジュウカラ、エゾライチョウ等多くの森林性鳥獣の生息地となっている。

区域の一部は阿寒国立公園の区域に含まれており、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

13(1) 名 称 止別鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

止別鳥獣保護区は、斜里郡小清水町の中心部から北東へ約13キロメートルの止別地区に位置し、北側をオホーツク海に面した緩起伏のある海岸砂丘及びニクル沼である。

砂丘部では、広葉樹を主体とする砂丘林と海浜草生地、沼部では、湿地性草本類の群生地となっており、豊かな植物相を形成している。

その良好な環境を反映し、草原性及び森林性の多様な鳥獣の優れた生息地となっている。

当該区域は市街地に隣接しているため、身近に鳥獣の生態を観察できるレクリエーションの場としても優れており、昭和57年以来、道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き、鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

14(1) 名 称 湧洞鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

湧洞鳥獣保護区は、広尾郡大樹町生花及び中川郡豊頃町湧洞に所在しており、湧洞沼及びキモントウ沼を中心とし、湖沼の周囲の広い沼沢地を含む。植生は、海岸砂丘、湖面、周囲の丘陵と変化する地形に応じて、多様な植物群落が成立する特徴がある。

カモ類やオオハクチョウをはじめとする多くの渡り鳥が飛来し、特に、カモ類などの水鳥にとって重要な採餌場にもなっており、オジロワシなどの猛禽類や特別天然記念物のタンチョウも確認されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境維持に必要な地域の鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

15(1) 名 称 初田牛鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

初田牛鳥獣保護区は、根室市厚床市街地の東側約８キロメートルに位置する別当賀川中流域に広がる地域で、河岸は50～100メートルにかけて湿地帯となっている。

植生はエゾヤナギ・ヤチハンノキ等のほかハルニレ・ミズナラ・ダケカンバなどの中高木が生息する天然林となっている。

地区内では、シマフクロウをはじめオジロワシ・オオワシなどの天然記念物の生息及び繁殖が確認されているため、平成４年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第584号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年９月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 名 称 滝の湯特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月１日から平成34年９月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

滝の湯鳥獣保護区は北見市留辺蘂の中心地から西方約13キロメートルに位置しており、標高480メートル前後の山稜地である。

当該地域の植生は、北海道の黒松内低地帯以北の低標高地に典型的な下部針広混交林とエゾイタヤシナノキ林に被われており、アカゲラ、ウグイス、オオルリ、キビタキ等の森林性の野鳥が多数生息している。

また、トドマツ等が植林されていない自然植生が残された地域であることから、多

種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっている。

特に特別保護地区の区域は、広葉樹林であるエゾイタヤシナノキ群落を中心とした植生であり、このため、周辺を占める下部針広混交林よりも林内が明るく、アカゲラ、ウグイス、オオルリ、キビタキ等多くの鳥類に好適な環境を形成している。

このため、当該区域は、植生を含む野生鳥獣の生息環境の観点から、滝の湯鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

次のとおり

2(1) 名 称 栄浦特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月１日から平成34年９月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

栄浦鳥獣保護区は、北見市常呂町の中心部から北東約15キロメートルに位置し、北はオホーツク海、南はサロマ湖に挟まれた砂丘である。

当該区域の植生は、砂丘上に成立した海岸植生が北海道有数の規模を持っており、自然の姿を保っていること、さらに、砂丘の地形変化に応じて塩沼地植生、湿原植生、森林植生が多様に成立している。

その植生を反映して、アカゲラ、ウグイス、シジュウカラ等の森林性の野鳥が多数生息しているほか、ノゴマ、オオジュリン、ヒバリ、ホオアカ等の草原性の野鳥や、サロマ湖に隣接していることから、オジロワシやオオワシも確認されており、森林に生息する鳥獣の生息環境として特に好適である。

このため、当該区域は、植生を含む野生鳥獣の生息環境の観点から、特に保護を図る必要がある区域と認められるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

次のとおり

3(1) 名 称 鹿の子沢特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月１日から平成34年９月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

鹿の子沢鳥獣保護区は、常呂郡置戸町の中心部から南西に約8キロメートルに位置する標高500メートル前後の山稜地で、その植生は、下部針広混交林、エゾマツトドマツ群集（針葉樹林）及びエゾイタヤ－シナノキ林（落葉広葉樹林）の自然植生に被われ、車道に近い一部に二次林のシラカンバ林も見られる。

このような自然環境を反映して、アカゲラ、ウグイス、オオルリ、キビタキ、シジュウカラ、エゾライチョウ等多くの森林性鳥獣が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区に指定する地域は鳥獣保護区区域の植生である下部針広混交林の林相とは異なり、純粋な広葉樹林であるエゾイタヤ－シナノキ群落を中心とした植生となっている。

このため、周辺を占める下部針広混交林よりも林内が明るく、また、特別保護地区の西側に鹿の子沢も流れていることからキセキレイやミソサザイ、オオルリといった溪流沿いに生息する鳥類に特に好適な環境を形成している。

このようなことから、当該区域は、植生を含む野生鳥獣の生息環境の観点から、鹿の子沢鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

次のとおり

4(1) 名 称 湧洞特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

湧洞鳥獣保護区は、広尾郡大樹町生花及び中川郡豊頃町湧洞を中心とした区域であり、周辺は汽水の湧洞沼と淡水のキモントウ沼の湖沼群と湿地帯で構成されている。植生は、海岸砂丘、湖面、周囲の丘陵と変化する地形に応じて、多様な植物群落が成立する特徴がある。

このような自然環境を反映して、マガン、ヒシクイやカモ類をはじめとする多くの渡り鳥が飛来している。

特に当該鳥獣保護区の中でも湖面の区域は、水鳥の重要な採餌場及び休息の場となっており、オジロワシなどの猛禽類や特別天然記念物のタンチョウも確認されている。

このようなことから、湧洞鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

次のとおり

5(1) 名 称 初田牛特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

初田牛鳥獣保護区は、根室市厚床市街地の東側約8キロメートル、別当賀川中流域に位置する。

蛇行する別当賀川の氾濫原部分は幅50～100メートルの湿原となっており、ハンノキ林やヨシ群落、あるいはエゾヤナギ群落が見られる。

また、シマフクロウをはじめとするオジロワシ、オオワシ、タンチョウなどの希少鳥獣が確認されている。

特に、初田牛橋から西方の区域は、この右岸、湿原と丘陵上の牧草地に介在する丘陵の端に残存した自然林に設けられており、希少鳥類の保護増殖のための事業が積極的に実施されている。

このため、当該区域は、初田牛鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第585号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 名 称 旭特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2(1) 名 称 世田豊平川特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3(1) 名 称 伏籠川特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4(1) 名 称 豊進特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5(1) 名 称 穂別ダム特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6(1) 名 称 弁天沼特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成33年9月30日まで（9年間）
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7(1) 名 称 えりも特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8(1) 名 称 中野通特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）

- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9(1) 名 称 三好特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10(1) 名 称 川西古川特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11(1) 名 称 陸別銀河の森特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 平成24年10月1日から平成34年9月30日まで（10年間）
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第586号

平成16年北海道告示第816号（平成16年度道指定鳥獣保護区の更新）の一部を次のように改正する。

平成24年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

39の事項を次のように改める。

39 削除

44(2)区域の事項を次のように改める。

- (2)区域 厚岸郡厚岸町に所在する道有林釧路管理区1林班01から03まで、06、11、12、15から17まで、48、49、51、52、54から67まで、93及び95から99までの各小班、同町愛冠6番地並びに国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション厚岸臨海実験所の区域

北海道告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、留辺蘂土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成24年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所

就任	平成24. 9. 1	理事	高橋圭司	北見市留辺蘂町松山5番地29	同	同	(区画整理、暗渠排水)	同	23. 11. 16
同	同	同	荒喜代隆	同 留辺蘂町旭西209番地6	同	同	(農用地改良保全)	同	22. 11. 19
同	同	同	澤山一之	同 留辺蘂町大富280番地1					
同	同	同	牧野篤嗣	同 留辺蘂町平里197番地2					
同	同	同	東海林和行	同 留辺蘂町大和103番地3					
同	同	同	児玉清貴	同 留辺蘂町昭栄251番地5					
同	同	同	塚本敏一	同 寿町2丁目3番4号					
同	同	監事	多田佳継	同 留辺蘂町旭1区278番地1					
同	同	同	大原行雄	同 留辺蘂町昭栄404番地3					
退任	同 24. 8. 31	理事	高橋圭司	同 留辺蘂町松山5番地29					
同	同	同	荒喜代隆	同 留辺蘂町旭西209番地6					
同	同	同	澤山一之	同 留辺蘂町大富280番地1					
同	同	同	森谷健吉	同 留辺蘂町昭栄206番地					
同	同	同	牧野篤嗣	同 留辺蘂町平里197番地2					
同	同	同	東海林和行	同 留辺蘂町大和103番地3					
同	同	同	南川健次郎	同 留辺蘂町旭公園91番地136					
同	同	監事	多田佳継	同 留辺蘂町旭1区278番地1					
同	同	同	本條喜代一	同 留辺蘂町滝の湯107番地3					

北海道告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、篠津中央土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成24年10月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第589号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成24年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
下川	中山間地域総合整備（農業用排水施設）	平成22. 11. 30

同	同	(区画整理、暗渠排水)	同	23. 11. 16
同	同	(農用地改良保全)	同	22. 11. 19

北海道告示第590号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所

上川郡愛別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所

広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

4(1) 解除予定保安林の所在場所

千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

5(1) 解除予定保安林の所在場所

広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに千歳市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第591号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成24年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 処分をした年月日

平成24年9月13日

2 処 分 を 受 け た 者

- (1) 商号及び代表者の氏名 福田建設株式会社 福田 英実
(2) 主たる営業所の所在地 天塩郡豊富町字豊富大通5丁目
(3) 建設業の許可の番号 (般-23) 宗第123号

3 処 分 の 内 容

許可の取消し

4 処分の原因となった事実

上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。

北海道告示第592号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

錦川（I-84-0550）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

中川郡本別町錦町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

パンケ向陽川（I-84-0610）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

中川郡本別町向陽町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

柏木川（I-84-0620）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

中川郡本別町柏木町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第593号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57

号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

小樽入船3丁目1（I-1-158-695）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

小樽市入船3丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

小樽入船3丁目2（I-1-159-696）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

小樽市入船3丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

小樽入船3丁目5（II-1-36-589）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

小樽市入船3丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

山手町沢川（I-84-0560）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

中川郡本別町山手町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 法華寺の沢川（Ⅰ－84－0570） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町山手町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別駅裏沢川（Ⅰ－84－0580） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町山手町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 朝日町沢川（Ⅰ－84－0590） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町朝日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ペンケ向陽川（Ⅰ－84－0600） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町向陽町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別山手町1（Ⅰ－8－60－2706）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町山手町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別山手町2（Ⅰ－8－61－2707） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町山手町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別山手町3（Ⅰ－8－63－2709） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町山手町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別朝日町1（Ⅰ－8－64－2710） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町朝日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別朝日町2（Ⅰ－8－65－2711） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町朝日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	--

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別東町1（I－8－66－2712） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町東町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第594号 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の施行について、認可した。 平成24年9月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施行者の住所及び名称 富良野市幸町13番1号 ふらのまちづくり株式会社 2 市街地再開発事業の名称 富良野市東4条街区地区第一種市街地再開発事業 3 事務所の所在地 富良野市幸町13番1号 4 施行認可の年月日 平成24年9月19日 5 事業施行期間 平成24年9月19日から平成27年3月31日まで 6 施行地区 富良野市幸町7番1、7番2、7番3、7番4、7番5、 7番8、7番9、7番10、7番11の一部、7番23、7番26、 7番27、7番28、7番29、7番30、50番3の一部、502番、 533番1、533番2、585番1、585番2、777番1、777番2、 898番、1356番、1386番、1432番1、1432番2、1436番1、 1436番2、1439番1、1439番2、1442番、1490番1、1490番 2、1519番1、1519番2、1544番、1616番1、1616番2、 1711番1、1711番2、1724番、1776番、1783番、1807番、 1811番、1817番1、1817番2、1817番3、1828番1、1828番 2、1836番1、1836番2、1890番、1900番、11367番の一部、	11368番の一部、11369番の一部、11370番の一部、市道東3 条の一部、市道南3丁目1の一部 7 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成 24年度については、平成24年9月19日から平成25年3月31日 までとする。 8 公告の方法 事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示 して行う。 9 権利変換を希望しない旨 の申出をすることができる 期限 平成24年10月27日
	道 監 査 委 員 公 表 監査公表第13号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成22年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成24年9月28日 北海道監査委員 加 藤 礼 一 北海道監査委員 池 田 隆 一 北海道監査委員 太 田 博 北海道監査委員 鮎 谷 長 藏 監査公表第14号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成22年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成24年9月28日 北海道監査委員 加 藤 礼 一

北海道監査委員 池 田 隆 一 北海道監査委員 太 田 博 北海道監査委員 鮎 谷 長 藏						北海道収用委員会会長 山 口 均					
道 収 用 委 員 会 告 示						1 事 件 名 平成24年（収）第2号一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」）収用事件					
北海道収用委員会告示第3号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成24年9月28日						2 起業者の名称 国土交通大臣					
						3 事業の種類 一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」・北海道函館市石川町地内から同市赤川町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事					
						4 裁決手続開始を決定する土地					
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種 類
函館市亀田中野町	65番6	原 野	5,304	5,304.13	1,252.92	持分5分の3 山 嵯 政 幸	函館市石川町276番地6	なし	なし	なし	なし
						持分5分の1 工 藤 ゆき子	函館市安浦町44番地 ただし、登記記録上の住所 茅部郡南茅部町字安浦44番地1				
						持分5分の1 長谷川 由美子	函館市石川町134番地62				
5 裁決手続開始決定の日 平成24年9月21日						平成24年（収）第3号一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」）収用事件					
北海道収用委員会告示第4号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成24年9月28日 北海道収用委員会会長 山 口 均						2 起業者の名称 国土交通大臣					
1 事 件 名						3 事業の種類 一般国道278号改築工事（函館新外環状道路「空港道路」・北海道函館市石川町地内から同市赤川町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事					
						4 裁決手続開始を決定する土地					

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 ・受付番号	種 類
函館市赤川町	182番12	雑種地	326	326.99	300.00	関 川 良 悦	函館市美原4丁目29番5号	なし	なし	なし	なし
	182番15	雑種地	165	165.48	165.48	別表のとおり	別表のとおり	なし	なし	なし	なし
	183番1	雑種地	136	136.82	78.78						

5 裁決手続開始決定の日

平成24年9月21日

別表

土 地 所 有 者		
氏 名	住 所	
持分704分の56 福 島 洋 子	函館市亀田港町31番11号	
持分704分の53 関 川 良 悦	函館市美原4丁目29番5号 ただし、登記記録上の住所 函館市美原四丁目29番5号	
持分704分の35 関 口 節 子	函館市深堀町14番3号	
持分704分の4 笠 原 恵美子	函館市日吉町1丁目29番18号 ただし、登記記録上の住所 函館市日吉町一丁目29番18号	
持分704分の28 阿 部 征 男	亀田郡七飯町大川3丁目10番17号 ただし、登記記録上の住所 亀田郡七飯町字大川87番地36	
持分704分の28 阿 部 ヒロ子	亀田郡七飯町大川3丁目10番17号 ただし、登記記録上の住所 亀田郡七飯町字大川87番地36	
持分704分の28 佐 藤 学	函館市赤川町559番地13	
持分704分の29 前 澤 壽美子	函館市旭町1番14-107号 ただし、登記記録上の住所 函館市上湯川町4番33-306号	
持分704分の28 下 浦 新一郎	函館市元町32番1号 ただし、登記記録上の住所 函館市東山三丁目13番4号	
持分704分の28 菊 地 健 一 ただし、登記記録上の氏名 菊 池 健 一	神奈川県横浜市青葉区千草台48番地24 サンライズコート302 ただし、登記記録上の住所 川崎市高津区子母口1004番地4	
持分704分の28 菊 地 美 穂 ただし、登記記録上の氏名 菊 池 美 穂	神奈川県横浜市青葉区千草台48番地24 サンライズコート302 ただし、登記記録上の住所 川崎市高津区子母口1004番地4	
持分704分の104 柴 田 俊 郎	函館市宝来町19番6号 ただし、登記記録上の住所 函館市万代町2番3号及び函館市弥生町5番16-204号	

持分704分の101 柴 田 駿之助	函館市美原 4 丁目12番17号 ただし、登記記録上の住所 函館市美原四丁目12番17号
持分704分の28 柴 田 英 子	函館市美原 4 丁目12番17号 ただし、登記記録上の住所 函館市美原四丁目12番17号
持分704分の28 木 島 正	函館市桔梗 5 丁目14番11号 ただし、登記記録上の住所 函館市桔梗町372番地217
持分704分の28 島 田 忠 子	函館市中道 1 丁目33番26号 ただし、登記記録上の住所 函館市中道一丁目33番26号
持分704分の28 小 川 佐恵子	函館市赤川 1 丁目34番12号 ただし、登記記録上の住所 函館市赤川一丁目34番12号

北海道収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成24年9月28日

北海道収用委員会会長 山 口 均

1 事 件 名

平成24年（収）第4号北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間線路建設工事外（北斗市

桜岱地内）収用事件

2 起業者の名称

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

3 事業の種類

北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに排水路付替工事

4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種 類
北斗市桜岱	106番12	公衆用道路	428	426.96	0.08	持分3888分の3348 坂 下 明 雄 持分9分の1 山 下 定 治 持分3888分の54 井 上 慶 子	北斗市桜岱106番地の2 ただし、登記記録上の住所 北斗市桜岱106番地2 住所不明 ただし、登記記録上の住所 上磯郡上磯町字桜岱107番地 埼玉県さいたま市南区四谷3丁目15番24号 ただし、登記記録上の住所 さいたま市南区四谷三丁目15番24号	なし	なし	なし	なし

						持分3888分の54 越 野 光 一	茨城県つくばみらい市長渡呂新田831番地14				
5 裁決手続開始決定の日 平成24年 9 月21日							1 事 件 名 平成24年（収）第 4 号北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間線路建設工事外（北斗市桜岱地内）収用事件				
北海道収用委員会告示第 6 号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成24年 9 月28日 北海道収用委員会会長 山 口 均							2 起業者の名称 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構				
							3 事 業 の 種 類 北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに排水路付替工事				
							4 裁決手続開始を決定する土地				
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 ・受付番号	種 類
北斗市桜岱	106番12	公衆用道 路	428	426.96	0.88	持分3888分の3348 坂 下 明 雄	北斗市桜岱106番地の 2 ただし、登記記録上の住所 北斗市桜岱106番地 2	なし	なし	なし	なし
						持分 9 分の 1 山 下 定 治	住所不明 ただし、登記記録上の住所 上磯郡上磯町字櫻岱107番地				
						持分3888分の54 井 上 慶 子	埼玉県さいたま市南区四谷 3 丁目15番24号 ただし、登記記録上の住所 さいたま市南区四谷三丁目15番24号				
						持分3888分の54 越 野 光 一	茨城県つくばみらい市長渡呂新田831番地14				
5 裁決手続開始決定の日 平成24年 9 月21日											